

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令

(平成十九年二月二十八日)

(厚生労働省令第十四号)

薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令を次のように定める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令

(平二六厚労令八七・改称)

(指定薬物)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号。以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

- 一 亜硝酸イソブチル
- 二 亜硝酸イソプロピル
- 三 亜硝酸イソペンチル
- 四 亜硝酸三級ブチル
- 五 亜硝酸シクロヘキシル
- 六 亜硝酸ブチル
- 七 四―アセチル―N・N―ジエチル―セブチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ〔四・三―fg〕キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 八 四―アセトキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリブタミン及びその塩類
- 九 四―アセトキシ―N―エチル―N―メチルトリブタミン及びその塩類
- 十 四―アセトキシ―N・N―ジアリルトリブタミン及びその塩類
- 十一 四―アセトキシ―N・N―ジイソプロピルトリブタミン及びその塩類
- 十二 四―アセトキシ―N・N―ジエチルトリブタミン及びその塩類
- 十三 四―アセトキシ―N・N―ジメチルトリブタミン及びその塩類
- 十四 N―(―アダマンチル)―(―(五―クロロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十五 N―(―アダマンチル)―(―(シクロヘキシルメチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十六 N―(―アダマンチル)―(―〔(テトラヒドロ―二H―ピラン―四―イル)メチル〕―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十七 N―(―アダマンチル)―(―〔(テトラヒドロ―二H―ピラン―四―イル)メチル〕―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十八 N―(―アダマンチル)―(―(四―フルオロブチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十九 N―(―アダマンチル)―(―(四―フルオロベンジル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十 N―(―アダマンチル)―(―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十一 N―(―アダマンチル)―(―ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十二 ―アダマンチル―(―ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類
- 二十三 ―アダマンチル(―ペンチル―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類
- 二十四 N―(―アダマンチル)―(―ペンチル―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十五 ―アダマンチル〔―〔(―メチルピペリジン―二―イル)メチル〕―H―インドール―三―イル〕メタノン及びその塩類
- 二十六 N―(―アミノ――オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―(シクロヘキシルメチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十七 N―(―アミノ――オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―ブチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十八 N―(―アミノ――オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―(四―フルオロベンジル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十九 N―(―アミノ――オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―(五―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十 N―(―アミノ――オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十一 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―(―(シクロヘキシルメチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十二 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―(―(五―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十三 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―(―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十四 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―五―ブロモ―ブチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十五 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―五―ブロモ―ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十六 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―ヘキシル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十七 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―ベンジル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十八 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―(―(ペンタ―四―エン――イル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十九 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十 N―(―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―ペンチル―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四十一 ニ―アミノ―(―(四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル)エタノン及びその塩類

四十二 N—(—アミノ—三—メチル——オキソブタン—ニ—イル)——(五—クロロペンチル)——H—インダゾール—三—カルボキ
サミド及びその塩類

四十三 N—(—アミノ—三—メチル——オキソブタン—ニ—イル)——(ニ—フルオロベンジル)——H—インダゾール—三—カルボ
キサミド及びその塩類

四十四 N—(—アミノ—三—メチル——オキソブタン—ニ—イル)——(五—フルオロペンチル)——H—インダゾール—三—カルボ
キサミド及びその塩類

四十五 N—(—アミノ—三—メチル——オキソブタン—ニ—イル)——(五—フルオロペンチル)——H—インドール—三—カルボキ
サミド及びその塩類

四十六 ニ—(四—アリルオキシ—三・五—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

四十七 セ—アリル—N・N—ジエチル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ [四・三—fg] キノリン—九—カルボキサミ
ド及びその塩類

四十八 セ—アリル—四—(シクロプロピルカルボニル)—N・N—ジエチル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ [四・三
—fg] キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類

四十九 ニ—(イソプロピルアミノ)—ニ—(三—メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

五十 —(四—イソプロピルスルファニル—ニ・五—ジメトキシフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類

五十一 N—イソプロピル—N—メチルトリプタミン及びその塩類

五十二 N—イソプロピル—五—メトキシ—N—メチルトリプタミン及びその塩類

五十三 —酸化二窒素

五十四 インダン—ニ—アミン及びその塩類

五十五 —(インダン—五—イル)—ニ—(ピロリジン——イル)ブタン——オン及びその塩類

五十六 —(インダン—五—イル)—ニ—(ピロリジン——イル)ヘキサン——オン及びその塩類

五十七 (—H—インドール—三—イル)(ニ・ニ・三・三—テトラメチルシクロプロパン——イル)メタノン及びその塩類

五十八 —(—H—インドール—五—イル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類

五十九 ニ—(エチルアミノ)——(インダン—五—イル)ブタン——オン及びその塩類

六十 ニ—(エチルアミノ)——(インダン—五—イル)ペンタン——オン及びその塩類

六十一 —(エチルアミノ)エチル—ニ—(四—イソプロポキシベンジル)—五—ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

六十二 三— [—(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類

六十三 ニ—(エチルアミノ)—ニ—(チオフェン—ニ—イル)シクロヘキサノン及びその塩類

六十四 ニ—(エチルアミノ)—ニ—(三—ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

六十五 ニ—(エチルアミノ)—ニ—フェニルシクロヘキサノン及びその塩類

六十六 ニ—(エチルアミノ)—ニ—(ニ—フルオロフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

六十七 ニ—(エチルアミノ)—ニ—(三—フルオロフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

六十八 ニ—(エチルアミノ)—ニ—(三—メチルフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

六十九 N—エチル—N—イソプロピル—五—メトキシトリプタミン及びその塩類

七十 N—エチル—・ニ—ジフェニルエチルアミン及びその塩類

七十一 エチル=三・三—ジメチル—ニ—(—ペンチル—H—インダゾール—三—カルボキサミド)ブタノアート及びその塩類

七十二 ニ—(四—エチル—ニ・五—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

七十三 ニ—(四—エチル—ニ・五—ジメトキシフェニル)—N—(ニ—メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類

七十四 ニ— [(四—エチル—ニ・五—ジメトキシフェニル)メチル]フェノール及びその塩類

七十五 —(四—エチルスルファニル—ニ・五—ジメトキシフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類

七十六 N—エチル—四—ヒドロキシ—N—プロピルトリプタミン及びその塩類

七十七 N—エチル—四—ヒドロキシ—N—メチルトリプタミン及びその塩類

七十八 —(四—エチルフェニル)—N—(ニ—メトキシベンジル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類

七十九 エチル=ニ—(四—フルオロフェニル)—ニ—(ピペリジン—ニ—イル)アセテート及びその塩類

八十 N—エチル——(ニ—フルオロフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類

八十一 N—エチル——(三—フルオロフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類

八十二 N—エチル——(四—フルオロフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類

八十三 三—エチル—ニ—(三—フルオロフェニル)モルフォリン及びその塩類

八十四 エチル=ニ— [—(四—フルオロベンジル)——H—インダゾール—三—カルボキサミド]—三—メチルブタノアート及びその
塩類

八十五 エチル=ニ— [—(五—フルオロペンチル)——H—インダゾール—三—カルボキサミド]—三・三—ジメチルブタノアート及
びその塩類

八十六 エチル=ニ— [—(五—フルオロペンチル)——H—インダゾール—三—カルボキサミド]—三—メチルブタノアート及びその
塩類

八十七 エチル=ニ— [—(五—フルオロペンチル)——H—インドール—三—カルボキサミド]—三・三—ジメチルブタノアート及び
その塩類

八十八 エチル=ニ— [—(五—フルオロペンチル)——H—インドール—三—カルボキサミド]—三—メチルブタノアート及びその塩
類

八十九 三— [ニ— [エチル(プロピル)アミノ]エチル]——H—インドール—四—イル=アセテート及びその塩類

九十 N—エチル—N—メチルトリプタミン及びその塩類

九十一 N—エチル—N— [ニ—(五—メトキシ—H—インドール—三—イル)エチル]プロパン——アミン及びその塩類

九十二 N—エチル——(三—メトキシフェニル)シクロヘキサン——アミン及びその塩類

九十三 N—エチル——(四—メトキシフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類

九十四 ニ—(四—エトキシ—三・五—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

九十五 —(四—エトキシ—三・五—ジメトキシフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類

九十六 ニ—(四—エトキシベンジル)—五—ニトロ— [ニ—(ピペリジン——イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

九十七 ニ—(—オキソ——フェニルプロパン—ニ—イル)イソインドリン—・三—ジオン及びその塩類

九十八 キノリン—八—イル=—(シクロヘキシルメチル)——H—インドール—三—カルボキシラート及びその塩類

九十九 キノリン—八—イル=三— [(四・四—ジフルオロピペリジン——イル)スルホニル]—四—メチルベンゾアート及びその塩類

百 キノリン—八—イル=—(四—フルオロベンジル)——H—インダゾール—三—カルボキシラート及びその塩類

百一 キノリン—八—イル=—(四—フルオロベンジル)——H—インドール—三—カルボキシラート及びその塩類

百二 キノリン—ハ—イル＝—(五—フルオロベンチル)—H—インダゾール—三—カルボキシラート及びその塩類
百三 キノリン—ハ—イル＝—ペンチル—H—インダゾール—三—カルボキシラート及びその塩類
百四 キノリン—ハ—イル＝—ペンチル(—H—インドール)—三—カルボキシラート及びその塩類
百五 五—クロロ—三—エチル—N—〔四—(ピペリジン———イル)フェネチル〕—H—インドール—二—カルボキサミド及びその塩類
百六 二—(四—クロロ—二・五—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
百七 二—(四—クロロ—二・五—ジメトキシフェニル)—N—(三・四・五—トリメトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
百八 二—(四—クロロ—二・五—ジメトキシフェニル)—N—(二—フルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類
百九 二—〔(四—クロロ—二・五—ジメトキシフェネチルアミノ)メチル〕フェノール及びその塩類
百十 —(四—クロロフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類
百十一 二—(二—クロロフェニル)——(—ベンチル—H—インドール—三—イル)エタノン及びその塩類
百十二 N—(四—クロロフェニル)—ニ—メチル—N—(—フェネチルピペリジン—四—イル)プロパンアミド及びその塩類
百十三 —(四—クロロフェニル)—N—メチルプロパン—ニ—アミン及びその塩類
百十四 二—(三—クロロフェニル)—三—メチルモルフォリン及びその塩類
百十五 サルビノリンA
百十六 —(四—シアノブチル)—N—(二—フェニルプロパン—ニ—イル)—H—ピロロ〔二・三—b〕ピリジン—三—カルボキサミド及びその塩類
百十七 N・N—ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
百十八 —(二—ジエチルアミノ)エチル—ニ—(四—フルオロベンジル)—五—ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
百十九 —(二—ジエチルアミノ)エチル—ニ—(四—メトキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類
百二十 三—ジエチルアミノ—二・ニ—ジメチルプロピル＝四—アミノベンゾアート及びその塩類
百二十一 N・N—ジエチル—七—エチル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ〔四・三—fg〕キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類
百二十二 N・N—ジエチル—四—ヒドロキシトリプタミン及びその塩類
百二十三 N・N—ジエチル—七—メチル—四—(チオフェン—ニ—カルボニル)—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ〔四・三—fg〕キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類
百二十四 N・N—ジエチル—七—メチル—四—〔三—(トリメチルシリル)プロパノイル〕—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ〔四・三—fg〕キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類
百二十五 N・N—ジエチル—七—メチル—四—プロピオニル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ〔四・三—fg〕キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類
百二十六 N・N—ジエチル—七—メチル—四—ペンタノイル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ〔四・三—fg〕キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類
百二十七 N・N—ジエチル—五—メトキシトリプタミン及びその塩類
百二十八 —(シクロブチルメチル)—N—(二—フェニルプロパン—ニ—イル)—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
百二十九 —(シクロブチルメチル)—N—(二—フェニルプロパン—ニ—イル)—H—インドール—三—カルボキサミド及びその塩類
百三十 四—(シクロプロピルカルボニル)—N・N—ジエチル—七—メチル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ〔四・三—fg〕キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類
百三十一 四—(シクロプロピルカルボニル)—N—メチル—N—(プロパン—ニ—イル)—七—メチル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ〔四・三—fg〕キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類
百三十二 二—(シクロヘキシルアミノ)——(三・四—メチレンジオキシフェニル)ブタン——オン及びその塩類
百三十三 二—シクロヘキシル——フェニル—ニ—(ピロリジン———イル)エタン——オン及びその塩類
百三十四 二—〔—(シクロヘキシルメチル)—H—インダゾール—三—カルボキサミド〕—三—メチルブタン酸及びその塩類
百三十五 〔—(シクロヘキシルメチル)—H—インドール—三—イル〕(ナフタレン———イル)メタノン及びその塩類
百三十六 〔—(シクロヘキシルメチル)—H—インドール—三—イル〕(四—メトキシナフタレン———イル)メタノン及びその塩類
百三十七 五—(シクロヘキシルメチル)—ニ—(二—フェニルプロパン—ニ—イル)—二・五—ジヒドロ—H—ピリド〔四・三—b〕インドール——オン及びその塩類
百三十八 —(二・三—ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類
百三十九 二—(三・四—ジクロロフェニル)—ニ—(ピペリジン—ニ—イル)酢酸メチルエステル及びその塩類
百四十 四—(三・四—ジクロロフェニル)—七—メトキシ—ニ—メチル——・二・三・四—テトラヒドロイソキノリン及びその塩類
百四十一 —(二・三—ジヒドロベンゾフラン—五—イル)—ニ—(ピロリジン———イル)ペンタン——オン及びその塩類
百四十二 —(二・三—ジヒドロベンゾフラン—五—イル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類
百四十三 —(二・三—ジヒドロベンゾフラン—六—イル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類
百四十四 —(二・三—ジヒドロベンゾフラン—五—イル)—N—メチルプロパン—ニ—アミン及びその塩類
百四十五 —・ニ—ジフェニル—ニ—(ピロリジン———イル)エタン——オン及びその塩類
百四十六 ジフェニル(ピロリジン—ニ—イル)メタノール及びその塩類
百四十七 二—(ジフェニルメチル)ピペリジン及びその塩類
百四十八 二—(ジフェニルメチル)ピロリジン及びその塩類
百四十九 —〔(二・ニ—ジフルオロベンゾ〔d〕〔一・三〕ジオキソール—五—イル)メチル〕ピペラジン及びその塩類
百五十 N・N—ジプロピルトリプタミン及びその塩類
百五十一 (二・四—ジメチルアゼチン———イル)—(七—メチル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ〔四・三—fg〕キノリン—九—イル)メタノン及びその塩類
百五十二 二—〔(ジメチルアミノ)メチル〕——(三—ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール及びその塩類
百五十三 —(三・四—ジメチルフェニル)—ニ—(エチルアミノ)ブタン——オン及びその塩類
百五十四 —(三・四—ジメチルフェニル)—ニ—(エチルアミノ)ペンタン——オン及びその塩類
百五十五 —(三・四—ジメチルフェニル)—ニ—(ピロリジン———イル)ペンタン——オン及びその塩類
百五十六 二—〔二・五—ジメトキシ—四—(トリフルオロメチル)フェニル〕エタンアミン及びその塩類
百五十七 二—(二・五—ジメトキシ—四—ニトロフェニル)エタンアミン及びその塩類
百五十八 —(二・五—ジメトキシ—四—ニトロフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類
百五十九 二—(二・五—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
百六十 —(三・四—ジメトキシフェニル)—ニ—(エチルアミノ)ペンタン——オン及びその塩類
百六十一 —(三・四—ジメトキシフェニル)—ニ—(ピロリジン———イル)ヘキサン——オン及びその塩類
百六十二 —(三・四—ジメトキシフェニル)—ニ—(ピロリジン———イル)ペンタン——オン及びその塩類

百六十三 ー(三・四—ジメトキシフェニル)—ニ—(メチルアミノ)プロパン—ー—オン及びその塩類
 百六十四 ニ—(二・五—ジメトキシフェニル)—N—(ニ—メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
 百六十五 ニ—(二・五—ジメトキシ—四—プロピルフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百六十六 ー(三・五—ジメトキシ—四—プロポキシフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類
 百六十七 ニ—(二・五—ジメトキシ—四—メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百六十八 ニ—(二・五—ジメトキシ—四—メチルフェニル)—ニ—メトキシエタンアミン及びその塩類
 百六十九 {ー [(テトラヒドロピラン—四—イル)メチル] ー—H—インドール—三—イル} (二・二・三・三—テトラメチルシクロ
 ロパン—ー—イル)メタノン及びその塩類
 百七十 (二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパン—ー—イル) [ー—(四・四・四—トリフルオロブチル)—H—インドール—三—
 ーイル]メタノン及びその塩類
 百七十一 ニ—(二・四・五—トリクロロ—三・六—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百七十二 ー(二・四・六—トリメトキシフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類
 百七十三 ニ—(ナフタレン—ニ—イル)—ニ—(ピペリジン—ニ—イル)酢酸エチルエステル及びその塩類
 百七十四 ニ—(ナフタレン—ニ—イル)—ニ—(ピペリジン—ニ—イル)酢酸メチルエステル及びその塩類
 百七十五 ー(ナフタレン—ニ—イル)—ニ—(ピロリジン—ー—イル)ペンタン—ー—オン及びその塩類
 百七十六 ナフタレン—ー—イル=ー—(四—フルオロベンジル)—H—インドール—三—カルボキシラート及びその塩類
 百七十七 ナフタレン—ー—イル=ー—(五—フルオロベンチル)—H—インダゾール—三—カルボキシラート及びその塩類
 百七十八 N—(ナフタレン—ー—イル)—ー—(五—フルオロベンチル)—H—インドール—三—カルボキサミド及びその塩類
 百七十九 ナフタレン—ー—イル=ー—(五—フルオロベンチル)—H—インドール—三—カルボキシラート及びその塩類
 百八十 ナフタレン—ー—イル(ー—ベンチル—H—インダゾール—三—イル)メタノン及びその塩類
 百八十一 N—(ナフタレン—ー—イル)—ー—ベンチル—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
 百八十二 ナフタレン—ー—イル=ー—ベンチル—H—インダゾール—三—カルボキシラート及びその塩類
 百八十三 N—(ナフタレン—ー—イル)—ー—ベンチル—H—インドール—三—カルボキサミド及びその塩類
 百八十四 ナフタレン—ー—イル [四—(ベンチルオキシ)ナフタレン—ー—イル]メタノン及びその塩類
 百八十五 ナフタレン—ー—イル(九—ベンチル—九H—カルバゾール—三—イル)メタノン及びその塩類
 百八十六 ナフタレン—ー—イル(ー—ベンチル—H—ピロール—三—イル)メタノン及びその塩類
 百八十七 ナフタレン—ー—イル(ー—ベンチル—五—フェニル—H—ピロール—三—イル)メタノン及びその塩類
 百八十八 N—(ナフタレン—ー—イル)—ー—ベンチル—N—(ー—ベンチル—H—インドール—三—カルボニル)—H—インドール—三—
 ーカルボキサミド及びその塩類
 百八十九 五—ニトロ—ニ—(四—プロポキシベンジル)—ー— [ニ—(ピロリジン—ー—イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
 百九十 ニ— { [ビス(四—フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}アセトアミド及びその塩類
 百九十一 ニ— { [ビス(四—フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}—N—メチルアセトアミド及びその塩類
 百九十二 四—ヒドロキシ—N—イソプロピル—N—メチルトリブタミン及びその塩類
 百九十三 四—ヒドロキシ—N・N—ジイソプロピルトリブタミン及びその塩類
 百九十四 N— {ー— [ニ—ヒドロキシ—ニ—(チオフェン—ニ—イル)エチル]ピペリジン—四—イル}—N—フェニルプロパンアミド及
 びその塩類
 百九十五 (—RS・—SR)—三— [ニ—ヒドロキシ—四—(ニ—メチルオクタン—ニ—イル)フェニル]シクロヘキサン—ー—オール及びそ
 の塩類
 百九十六 三— [ー—(ピペリジン—ー—イル)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類
 百九十七 ニ—(ピロリジン—ー—イル)—ー—(チオフェン—ニ—イル)ブタン—ー—オン及びその塩類
 百九十八 ニ—(ピロリジン—ー—イル)—ー—(チオフェン—ニ—イル)ペンタン—ー—オン及びその塩類
 百九十九 ニ—(ピロリジン—ー—イル)—ー—(五・六・七・八—テトラヒドロナフタレン—ニ—イル)ペンタン—ー—オン及びその塩類
 二百 ニ—フェニル—ニ—(ピペリジン—ニ—イル)酢酸イソプロピルエステル及びその塩類
 二百一 ーフェニル—ニ—(ピペリジン—ニ—イル)ブタン—ー—オン及びその塩類
 二百二 N—(ニ—フェニルプロパン—ニ—イル)—ー— [(テトラヒドロ—ニH—ピラン—四—イル)メチル]—H—インダゾール—三—
 カルボキサミド及びその塩類
 二百三 ー(ー—フェニルペンタン—ニ—イル)ピロリジン及びその塩類
 二百四 N—(ー—フェネチルピペリジン—四—イル)—N—フェニルイソブチルアミド及びその塩類
 二百五 N—(ー—フェネチルピペリジン—四—イル)—N—フェニルシクロペンタンカルボキサミド及びその塩類
 二百六 四—ブタノイル—N・N—ジエチル—七—メチル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ [四・三—fg]キノリン—
 九—カルボキサミド及びその塩類
 二百七 ニ—(ブチルアミノ)—ー—(四—クロロフェニル)プロパン—ー—オン及びその塩類
 二百八 ニ—(ブチルアミノ)—ー—(三・四—メチレンジオキシフェニル)ブタン—ー—オン及びその塩類
 二百九 ニ—(ブチルアミノ)—ー—(三・四—メチレンジオキシフェニル)ペンタン—ー—オン及びその塩類
 二百十 ーブチル—N—(ニ—フェニルプロパン—ニ—イル)—H—インドール—三—カルボキサミド及びその塩類
 二百十一 N— {ー— [ニ—(フラン—ニ—イル)エチル]ピペリジン—四—イル}—N—フェニルプロパンアミド及びその塩類
 二百十二 ー(四—フルオロフェニル)—ニ—(イソプロピルアミノ)ペンタン—ー—オン及びその塩類
 二百十三 ー [ー—(三—フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
 二百十四 ー(四—フルオロフェニル)ピペラジン及びその塩類
 二百十五 ニ—(四—フルオロフェニル)—ニ—(ピペリジン—ニ—イル)酢酸メチルエステル及びその塩類
 二百十六 ー(四—フルオロフェニル)—ニ—(ピペリジン—ー—イル)ペンタン—ー—オン及びその塩類
 二百十七 N—(四—フルオロフェニル)—N—(ー—フェネチルピペリジン—四—イル)フラン—ニ—カルボキサミド及びその塩類
 二百十八 ー(ニ—フルオロフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類
 二百十九 ー(三—フルオロフェニル)プロパン—ニ—アミン及びその塩類
 二百二十 [五—(ニ—フルオロフェニル)—ー—ベンチル—H—ピロール—三—イル] (ナフタレン—ー—イル)メタノン及びその塩類
 二百二十一 [五—(三—フルオロフェニル)—ー—ベンチル—H—ピロール—三—イル] (ナフタレン—ー—イル)メタノン及びその塩
 類
 二百二十二 ー(ニ—フルオロフェニル)—N—メチルプロパン—ニ—アミン及びその塩類
 二百二十三 ー(三—フルオロフェニル)—N—メチルプロパン—ニ—アミン及びその塩類
 二百二十四 ー(四—フルオロフェニル)—N—メチルプロパン—ニ—アミン及びその塩類
 二百二十五 ニ—(ニ—フルオロフェニル)—三—メチルモルフォリン及びその塩類

二百二十六 ニー(三ーフルオロフェニル)ー三ーメチルモルフォリン及びその塩類
 二百二十七 ニー(四ーフルオロフェニル)ー三ーメチルモルフォリン及びその塩類
 二百二十八 〔ー(四ーフルオロベンジル)ーHーインドールー三ーイル〕(二・二・三・三ーテトラメチルシクロプロピル)メタノン
 及びその塩類
 二百二十九 〔ー(四ーフルオロベンジル)ーHーインドールー三ーイル〕(ナフタレンーーイル)メタノン及びその塩類
 二百三十 ー(四ーフルオロベンジル)ーNー(ナフタレンーーイル)ーHーインドールー三ーカルボキサミド及びその塩類
 二百三十一 Nー(二ーフルオロベンジル)ー二ー(四ーヨードー二・五ージメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
 二百三十二 〔ー(五ーフルオロペンチル)ーHーインダゾールー三ーイル〕(ナフタレンーーイル)メタノン及びその塩類
 二百三十三 〔ー(五ーフルオロペンチル)ーHーインドールー三ーイル〕(ピリジンー三ーイル)メタノン及びその塩類
 二百三十四 〔ー(五ーフルオロペンチル)ーHーインドールー三ーイル〕(二ーヨードフェニル)メタノン及びその塩類
 二百三十五 ー(五ーフルオロペンチル)ーNー(ナフタレンーーイル)ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド及びその塩類
 二百三十六 ー(五ーフルオロペンチル)ーNーフェニルーHーインドールー三ーカルボキサミド及びその塩類
 二百三十七 ー(五ーフルオロペンチル)ーNー(二ーフェニルプロパンー二ーイル)ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド及びその
 塩類
 二百三十八 ー(五ーフルオロペンチル)ーNー(二ーフェニルプロパンー二ーイル)ーHーインドールー三ーカルボキサミド及びその塩
 類
 二百三十九 五ー(五ーフルオロペンチル)ー二ー(二ーフェニルプロパンー二ーイル)ー二・五ージヒドローHーピリド〔四・三ーb〕イ
 ンドールーーオン及びその塩類
 二百四十 ー(五ーフルオロペンチル)ーNー(二ーフェニルプロパンー二ーイル)ーHーピロロ〔二・三ーb〕ピリジンー三ーカルボキ
 サミド及びその塩類
 二百四十一 〔ー(五ーフルオロペンチル)ーHーベンゾ〔d〕イミダゾールー二ーイル〕(ナフタレンーーイル)メタノン及びその塩
 類
 二百四十二 ー(四ーフルオロー三ーメチルフェニル)ー二ー(ピロリジンーーイル)ペンタンーーオン及びその塩類
 二百四十三 ニー(四ーブロモー二・五ージメトキシフェニル)ーNー(二ーフルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類
 二百四十四 ニー〔(四ーブロモー二・五ージメトキシフェニル)メチル〕フェノール及びその塩類
 二百四十五 ニー(ハーブロモー二・三・六・七ーテトラヒドロベンゾ〔一・二ーb : 四・五ーb'〕ジフランー四ーイル)エタンアミン及
 びその塩類
 二百四十六 ー(ハーブロモベンゾ〔一・二ーb : 四・五ーb'〕ジフランー四ーイル)プロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百四十七 三ーヘプチルー六a・七・八・九・十・十aーヘキサヒドローーメトキシー六・六・九ートリメチルー六Hージベンゾ〔b・
 d〕ピラン及びその塩類
 二百四十八 ニーベンジルアミノーー(三・四ーメチレンジオキシフェニル)プロパンーーオン及びその塩類
 二百四十九 四ーベンジルピペリジン及びその塩類
 二百五十 Nーベンジルーー(五ーフルオロペンチル)ーHーインドールー三ーカルボキサミド及びその塩類
 二百五十一 NーベンジルーーペンチルーHーインドールー三ーカルボキサミド及びその塩類
 二百五十二 ーベンジルー四ーメチルピペラジン及びその塩類
 二百五十三 ー〔ー(ベンゾ〔b〕チオフェンー二ーイル)シクロヘキシル〕ピペリジン及びその塩類
 二百五十四 ー(ベンゾフランー二ーイル)ーNーエチルプロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百五十五 ー(ベンゾフランー四ーイル)ーNーエチルプロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百五十六 ー(ベンゾフランー五ーイル)ーNーエチルプロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百五十七 ー(ベンゾフランー六ーイル)ーNーエチルプロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百五十八 ー(ベンゾフランー二ーイル)プロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百五十九 ー(ベンゾフランー五ーイル)プロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百六十 ー(ベンゾフランー六ーイル)プロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百六十一 ー(ベンゾフランー二ーイル)ーNーメチルプロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百六十二 ー(ベンゾフランー五ーイル)ーNーメチルプロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百六十三 ーペンチルーNー(キノリンーハーイル)ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド及びその塩類
 二百六十四 ーペンチルーNー(二ーフェニルプロパンー二ーイル)ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド及びその塩類
 二百六十五 ーペンチルーNー(二ーフェニルプロパンー二ーイル)ーHーインドールー三ーカルボキサミド及びその塩類
 二百六十六 〔ー(ーメチルアゼパニルー三ーイル)ーHーインドールー三ーイル〕(ナフタレンーーイル)メタノン及びその塩類
 二百六十七 ニー(メチルアミノ)ーー(三・四ージメチルフェニル)プロパンーーオン及びその塩類
 二百六十八 ニー(メチルアミノ)ーー(チオフェンー二ーイル)プロパンーーオン及びその塩類
 二百六十九 ニー(メチルアミノ)ー二ーフェニルシクロヘキサノン及びその塩類
 二百七十 ニー〔(メチルアミノ)メチル〕ー三・四ージヒドロナフタレンー(二H)ーオン及びその塩類
 二百七十一 Nーメチルインダンー二ーアミン及びその塩類
 二百七十二 (E)ーメチル=二ー〔(二S・三S・七aS・十二bS)ー三ーエチルー七aーヒドロキシーハーメトキシー・二・三・四・六・
 七・七a・十二bーオクタヒドロインドロ〔二・三ーa〕キノリジンー二ーイル〕ー三ーメトキシアクリラート及びその塩類
 二百七十三 (E)ーメチル=二ー〔(二S・三S・十二bS)ー三ーエチルーハーメトキシー・二・三・四・六・七・十二・十二bーオクタヒ
 ドロインドロ〔二・三ーa〕キノリジンー二ーイル〕ー三ーメトキシアクリラート及びその塩類
 二百七十四 メチル=二ー〔ー(シクロヘキシルメチル)ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド〕ー三・三ージメチルブタノア
 ート及びその塩類
 二百七十五 メチル=二ー〔ー(シクロヘキシルメチル)ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド〕ー三ーメチルブタノアート及び
 その塩類
 二百七十六 メチル=二ー〔ー(シクロヘキシルメチル)ーHーインドールー三ーカルボキサミド〕ー三ーメチルブタノアート及びそ
 の塩類
 二百七十七 メチル=三ー(三・四ージクロロフェニル)ーハーメチルーハーアザビシクロ〔三・二・一〕オクタンー二ーカルボキシラ
 ート及びその塩類
 二百七十八 Nーメチルーー(ナフタレンー二ーイル)プロパンー二ーアミン及びその塩類
 二百七十九 (四ーメチルピペラジンーーイル)(ーペンチルーHーインドールー三ーイル)メタノン及びその塩類
 二百八十 〔ー〔(ーメチルピペリジンー二ーイル)メチル〕ーHーインドールー三ーイル〕(ナフタレンーーイル)メタノン及び
 その塩類
 二百八十一 ー〔ー(三ーメチルフェニル)シクロヘキシル〕ピロリジン及びその塩類

二百八十二 ニー(四—メチルフェニル)—ニー(ピペリジン—ニーイル)酢酸メチルエステル及びその塩類
 二百八十三 ー(四—メチルフェニル)プロパン—ニーアミン及びその塩類
 二百八十四 メチル(ーフェニルプロパン—ニーイル)カルバミン酸—ー—ジメチルエチル及びその塩類
 二百八十五 ニー(ニーメチルフェニル)—ー—(ーペンチル—H—インドール—ニーイル)エタン—ー—オン及びその塩類
 二百八十六 ー—[(三—メチルフェニル)メチル]ピペラジン及びその塩類
 二百八十七 ー(三—メチルフェニル)—N—メチルプロパン—ニーアミン及びその塩類
 二百八十八 メチル=ニー[ー(四—フルオロベンジル)—H—インドール—ニーカルボキサミド]—三・三—ジメチルブタノアート及びその塩類
 二百八十九 メチル=ニー[ー(四—フルオロベンジル)—H—インダゾール—ニーカルボキサミド]—三・三—ジメチルブタノアート及びその塩類
 二百九十 メチル=ニー[ー(四—フルオロベンジル)—H—インドール—ニーカルボキサミド]—三・三—ジメチルブタノアート及びその塩類
 二百九十一 メチル=ニー[ー(四—フルオロベンジル)—H—インドール—ニーカルボキサミド]—三—メチルブタノアート及びその塩類
 二百九十二 メチル=ニー[ー(五—フルオロベンチル)—H—インドール—ニーカルボキサミド]—三—フェニルプロパノアート及びその塩類
 二百九十三 メチル=ニー[ー(五—フルオロベンチル)—H—インドール—ニーカルボキサミド]—三—メチルブタノアート及びその塩類
 二百九十四 メチル=ニー[ー(五—フルオロベンチル)—H—ピロロ[二・三—b]ピリジン—ニーカルボキサミド]—三・三—ジメチルブタノアート及びその塩類
 二百九十五 N—メチル—N—(プロパン—ニーイル)—七—メチル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ[四・三—fg]キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類
 二百九十六 N—メチル—N—プロピルトリブタミン及びその塩類
 二百九十七 N—メチル—ー(五—メチルチオフェン—ニーイル)プロパン—ニーアミン及びその塩類
 二百九十八 三—メチル—ニー(四—メチルフェニル)モルフォリン及びその塩類
 二百九十九 メチル=三—メチル—ニー[ー(ペンタ—四—エン—ー—イル)—H—インドール—ニーカルボキサミド]ブタノアート及びその塩類
 三百 メチル=三—メチル—ニー(ーペンチル—H—インダゾール—ニーカルボキサミド)ブタノアート及びその塩類
 三百一 四—メチル—ー(三・四—メチレンジオキシフェニル)—ニー(ピロリジン—ー—イル)ペンタン—ー—オン及びその塩類
 三百二 N—メチル—四—(三・四—メチレンジオキシフェニル)ブタン—ニーアミン及びその塩類
 三百三 三—メチル—ニー(三・四—メチレンジオキシフェニル)モルフォリン及びその塩類
 三百四 五・六—メチレンジオキシインダン—ニーアミン及びその塩類
 三百五 ー(三・四—メチレンジオキシフェニル)ブタン—ニーアミン及びその塩類
 三百六 ー(三・四—メチレンジオキシフェニル)プロパン—ニーイル(メチル)カルバミン酸—ー—ジメチルエチル及びその塩類
 三百七 ー(三・四—メチレンジオキシフェニル)—ニー(プロピルアミノ)ブタン—ー—オン及びその塩類
 三百八 ー(三・四—メチレンジオキシベンジル)ピペラジン及びその塩類
 三百九 ー(五—メトキシ—H—インドール—ニーイル)プロパン—ニーアミン及びその塩類
 三百十 (Z)—N—[三—(ニーメトキシエチル)—四・五—ジメチルチアゾール—ニ(三H)—イリデン]—二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類
 三百十一 五—メトキシ—N・N—ジプロピルトリブタミン及びその塩類
 三百十二 ー—メトキシ—三・三—ジメチル—ー—オキソブタン—ニーイル=ー—(シクロヘキシルメチル)—H—インダゾール—ニーカルボキシラート及びその塩類
 三百十三 五—メトキシ—N・N—ジメチルトリブタミン及びその塩類
 三百十四 ー—[ー(四—メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
 三百十五 四—[ー(三—メトキシフェニル)シクロヘキシル]モルフォリン及びその塩類
 三百十六 ー—(四—メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類
 三百十七 ー—[ー(二—メトキシフェニル)—ニーフェニルエチル]ピペリジン及びその塩類
 三百十八 N—(四—メトキシフェニル)—N—(ーフェネチルピペリジン—四—イル)ブタンアミド及びその塩類
 三百十九 ニー(三—メトキシフェニル)—ニー(プロピルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類
 三百二十 ニー(ニーメトキシフェニル)—ー—(ーペンチル—H—インドール—ニーイル)エタノン及びその塩類
 三百二十一 (ニーメトキシフェニル)(ーペンチル—H—インドール—ニーイル)メタノン及びその塩類
 三百二十二 (四—メトキシフェニル)(ーペンチル—H—インドール—ニーイル)メタノン及びその塩類
 三百二十三 ニー(三—メトキシフェニル)—ニー(メチルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類
 三百二十四 ニー(ニーメトキシフェニル)—ー—{ー—[(ーメチルピペリジン—ニーイル)メチル]—H—インドール—ニーイル}エタノン及びその塩類
 三百二十五 三—[ニー(ニーメトキシベンジルアミノ)エチル]キナゾリン—二・四—(H・三H)—ジオン及びその塩類
 三百二十六 N—(ニーメトキシベンジル)—ニー(二・五—ジメトキシ—四—メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類
 三百二十七 ニー(四—メトキシベンジル)—五—ニトロ—ー—[ニー(ピロリジン—ー—イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
 三百二十八 N—(ニーメトキシベンジル)—N—メチル—ー—(四—メチルフェニル)プロパン—ニーアミン及びその塩類
 三百二十九 三—メトキシ—ニー(メチルアミノ)—ー—(四—メチルフェニル)プロパン—ー—オン及びその塩類
 三百三十 五—メトキシ—ニーメチル—N・N—ジメチルトリブタミン及びその塩類
 三百三十一 ー(二—メトキシ—四・五—メチレンジオキシフェニル)プロパン—ニーアミン及びその塩類
 三百三十二 ー(二—メトキシ—四・五—メチレンジオキシフェニル)—ニー(メチルアミノ)プロパン—ー—オン及びその塩類
 三百三十三 [ー—(二—モルフォリノエチル)—H—インドール—ニーイル](ナフタレン—ー—イル)メタノン及びその塩類
 三百三十四 五—ヨードインダン—ニーアミン及びその塩類
 三百三十五 ー(四—ヨード—二・五—ジメトキシフェニル)プロパン—ニーアミン及びその塩類
 三百三十六 ニー(四—ヨード—二・五—ジメトキシフェニル)—N—(三・四—メチレンジオキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
 三百三十七 ニー[(四—ヨード—二・五—ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類
 三百三十八 (二—ヨード—五—ニトロフェニル){ー—[(ーメチルピペリジン—ニーイル)メチル]—H—インドール—ニーイル}メタノン及びその塩類
 三百三十九 (二—ヨードフェニル)(ーペンチル—H—インドール—ニーイル)メタノン及びその塩類

- 三百四十 (ニ—ヨードフェニル) [—(—メチルアゼパン—三—イル)—H—インドール—三—イル] メタノン及びその塩類
- 三百四十一 (ニ—ヨードフェニル) {— [(—メチルピペリジン—ニ—イル) メチル] —H—インドール—三—イル} メタノン及びその塩類
- 三百四十二 (—H—インドール—三—イル) (ナフタレン—一—イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。
- イ 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚醒剤
 - ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬及び向精神薬
 - ハ (四—エトキシナフタレン—一—イル) (—オクチル—H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類
 - ニ (—オクチル—H—インドール—三—イル) (四—ペンチルナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類
 - ホ (四—ヘキシルナフタレン—一—イル) (—オクチル—H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類
 - ヘ (—ヘプチル—H—インドール—三—イル) (四—ヘキシルナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類
 - ト (四—メトキシナフタレン—一—イル) (—オクチル—H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類

第一欄	第二欄
一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのいずれかのものに限る。)	一 直鎖状アルキル基(炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。)
二 直鎖状アルケニル基(炭素数が五のものに限る。)	二 アルコキシ基(炭素数が一又は二のものに限る。)
三 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五までのいずれかのものに限る。)の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	三 フッ素原子
	四 塩素原子
	五 臭素原子
	六 ヨウ素原子

- 三百四十三 (ニ—メチル—H—インドール—三—イル) (ナフタレン—一—イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。
- イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤
 - ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬
 - ハ (ニ—メチル—一—ヘプチル—H—インドール—三—イル) (四—ペンチルナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

第一欄	第二欄
一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から七まで(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、三又は四)のいずれかのものに限る。)	一 直鎖状アルキル基(炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。)
二 炭素数が八の直鎖状アルキル基(当該ナフタレン環の四位に炭素数が二又は三の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。)	二 アルコキシ基(炭素数が一又は二のものに限る。)
三 炭素数が五の直鎖状アルケニル基(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。)	三 フッ素原子
四 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五まで(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、三又は四)のいずれかのものに限る。)の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	四 塩素原子
	五 臭素原子
	六 ヨウ素原子

- 三百四十四 ニ—アミノ—一—フェニル—プロパン—一—オン(以下この号及び第二条第六号において「基本骨格」という。)の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であって基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く(第二条第六号において「カチノン系化合物群」という。)
- イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤
 - ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

第一欄	第二欄	第三欄
一 メチルアミノ基	一 メチル基	一 メチル基
二 エチルアミノ基	二 エチル基	二 エチル基
三 ジメチルアミノ基	三 直鎖状プロピル基	三 メトキシ基
四 ジエチルアミノ基	四 直鎖状ブチル基	四 メチレンジオキシ基
五 メチルエチルアミノ基	五 直鎖状ペンチル基	五 フッ素原子
六 —ピロリジニル基	六 直鎖状ヘキシル基	六 塩素原子
	七 直鎖状ヘプチル基	七 臭素原子
		八 ヨウ素原子

- 三百四十五 六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—六H—ジベンゾ [b・d] ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。
- 三百四十六 六a・七・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—六H—ジベンゾ [b・d] ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。

三百四十七 六a・七・八・九・十・十a—ヘキサヒドロ—六・六・九—トリメチル—六H—ジベンゾ [b・d] ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類

三百四十八 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、サルビア ディビノラム(直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。)及びミトラガイナ スペシオーサ(ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。)以外の植物を除く。

(平一九厚労令一四六・平二〇厚労令四・平二〇厚労令一七二・平二一厚労令一四九・平二二厚労令九六・平二三厚労令五〇・平二三厚労令一一五・平二四厚労令九〇・平二四厚労令一一二・平二四厚労令一四六・平二四厚労令一五九・平二五厚労令一八・平二五厚労令一九・平二五厚労令六四・平二五厚労令八六・平二五厚労令一二〇・平二五厚労令一二八・平二五厚労令一三一・平二六厚労令一八・平二六厚労令六八・平二六厚労令七九・平二六厚労令七五(平二六厚労令七九)・平二六厚労令八七・平二六厚労令一〇〇・平二六厚労令一〇六・平二六厚労令一一七・平二六厚労令一二五・平二六厚労令一四七・平二七厚労令一三・平二七厚労令二二・平二七厚労令四一・平二七厚労令九八・平二七厚労令一〇四・平二七厚労令一一七・平二七厚労令一二七・平二七厚労令一三二・平二七厚労令一四〇・平二七厚労令一五九・平二七厚労令一六四・平二七厚労令一七〇・平二八厚労令七・平二八厚労令一八・平二八厚労令二一・平二八厚労令二八・平二八厚労令九二・平二八厚労令一〇三・平二八厚労令一一六・平二八厚労令一四三・平二八厚労令一六五・平二八厚労令一七九・平二九厚労令一二・平二九厚労令六五・平二九厚労令七七・平二九厚労令九一・平二九厚労令一二〇・平二九厚労令一三二・平三〇厚労令一八・平三〇厚労令七六・平三〇厚労令八七・平三〇厚労令一〇九・平三〇厚労令一三二・平三〇厚労令一四六・平三一厚労令一六・令元厚労令一一・令元厚労令一九・令元厚労令三五・令元厚労令六九・令元厚労令八一・令二厚労令一九・令二厚労令一五(令二厚労令一九)・令二厚労令一三八・令二厚労令一五三・令二厚労令一五五・令二厚労令一八五・令三厚労令七・令三厚労令四七・令三厚労令一〇五・令三厚労令一五(令三厚労令四七・令三厚労令一〇五)・令三厚労令一四二・令三厚労令一五二・令三厚労令一七四・令四厚労令九・令四厚労令三四・令四厚労令九八・令四厚労令一〇六・令四厚労令一二〇・令四厚労令一六八・令五厚労令二一・令五厚労令八六・令五厚労令九八・令五厚労令一〇九・令五厚労令一一三・令五厚労令一三四・令五厚労令一四三・令五厚労令一六六・令六厚労令一一・令六厚労令三六・令六厚労令八一・令六厚労令一一〇・令六厚労令一一三・令六厚労令一五一・令六厚労令一五八・令七厚労令五・令七厚労令一七・一部改正)

(医療等の用途)

第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。

- 一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体及びその機関
 - ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関
 - ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - ホ 国立健康危機管理研究機構
- 二 法第六十九条第四項及び第六項に規定する試験の用途
- 三 法第七十六条の六第一項に規定する検査の用途
- 四 法第七十六条の八第一項に規定する試験の用途
- 五 犯罪鑑識の用途
- 六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

亜硝酸イソブチル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する物	一 疾病の治療の用途(法第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。) 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸シクロヘキシル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸ブチル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ—アミノ—(四—ブロモ—ニ・五—ジメトキシフェニル)エタノン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一酸化二窒素及びこれを含有する物	一 疾病の治療の用途(法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。) 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 三 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。) 四 工業用の洗浄剤の用途 五 食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)第四条第二項に規定する添加物の用途 六 電気絶縁の用途 七 噴射剤の用途 八 冷媒の用途
インダン—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ—(エチルアミノ)—ニ—(チオフェン—ニ—イル)シクロヘキサノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

N—エチル—(四—メトキシフェニル)プロパン—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ—(—オキソ—フェニルプロパン—ニ—イル)イソインドリン—・三—ジオン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
—(四—クロロフェニル)プロパン—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含む物	一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 二 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
三—ジエチルアミノ—ニ—ニ—ジメチルプロピル=四—アミノベンゾアート、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
—(ニ・三—ジクロロフェニル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ジフェニル(ピロリジン—ニ—イル)メタノール、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ—(ジフェニルメチル)ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ—(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
—[(ニ・ニ—ジフルオロベンゾ[d] [一・三] ジオキソール—五—イル)メチル]ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ—[(ジメチルアミノ)メチル] —(三—ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
ニ—(ニ・五—ジメトキシフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ—(ニ・五—ジメトキシ—四—プロピルフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ—(ニ・五—ジメトキシ—四—メチルフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—六H—ジベンゾ [b・d] ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百四十四号)第十二条の四第一項(同法第十七条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者(同法第二条第四項に規定する第一種大麻草採取栽培者をいう。以下同じ。)又は第二種大麻草採取栽培者(同条第五項に規定する第二種大麻草採取栽培者をいう。以下同じ。)による大麻草の加工の用途
六a・七・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—六H—ジベンゾ [b・d] ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	大麻草の栽培の規制に関する法律第十二条の四第一項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者による大麻草の加工の用途
ナフタレン—ニ—イル(—ペンチル—H—ピロール—ニ—イル)メタノン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
—(四—フルオロフェニル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
—(ニ—フルオロフェニル)プロパン—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
—(三—フルオロフェニル)プロパン—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
四—ベンジルピペリジン、その塩類及びこれらを含む物	一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 二 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
—(ベンゾフラン—ニ—イル)プロパン—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ—[(メチルアミノ)メチル] —三・四—ジヒドロナフタレン—(ニH)—オン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
N—メチルインダン—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
—[(三—メチルフェニル)メチル]ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

メチル—フェネチル—四—(N—フェニルプロパナミド) ピペリジン—四—カルボキシラート、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
—(三・四—メチレンジオキシベンジル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
—(四—メトキシフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
—〔—(二—メトキシフェニル)—ニ—フェニルエチル〕 ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
五—メトキシ—ニ—メチル—N・N—ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
五—ヨードインダン—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
—(四—ヨード—二・五—ジメトキシフェニル) プロパン—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
(ニ—ヨード—五—ニトロフェニル) {—〔(—メチルピペリジン—ニ—イル)メチル〕 —H—インドール—三—イル} メタノン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
カチノン系化合物群(基本骨格の二位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は—ピロリジニル基が結合している物を除く。)及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

七 前各号に掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

(平一九厚労令一四六・平二厚労令一四九・平三厚労令一五〇・平四厚労令一五九・平五厚労令六四・平五厚労令一二八・平二六厚労令一八・平二六厚労令六八・平二六厚労令一〇〇・平二六厚労令一〇六・平二六厚労令一四七・平二七厚労令一三・平二七厚労令二二・平二七厚労令四一・平二七厚労令一〇四・平二七厚労令一四〇・平二七厚労令一七〇・平二八厚労令七・平二八厚労令二一・平二八厚労令九二・平二八厚労令一〇三・平二八厚労令一六五・平二八厚労令一七九・平二九厚労令一二・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令三厚労令一五二・令六厚労令一四八・令七厚労令一〇・一部改正)

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月一八日厚生労働省令第四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年二月一七日厚生労働省令第一七二号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二一年一〇月二日厚生労働省令第一四九号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二二年八月二五日厚生労働省令第九六号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年四月一四日厚生労働省令第五〇号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年九月二〇日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年二月二日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月一日厚生労働省令第九〇号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年八月三日厚生労働省令第一一二号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年一〇月一七日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年二月一七日厚生労働省令第一五九号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年二月一九日厚生労働省令第一八号)

1 この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年二月二〇日厚生労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年四月三〇日厚生労働省令第六四号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日厚生労働省令第八六号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年一〇月二日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日厚生労働省令第一二八号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二〇日厚生労働省令第一三一号)

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三百五十五号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二六年一月一九日)

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年三月六日厚生労働省令第一八号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一日厚生労働省令第六八号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年七月二日厚生労働省令第七五号)

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百四十八号)の施行の日(平成二十六年八月一日)から施行する。

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年七月一五日厚生労働省令第七九号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二六年八月一五日厚生労働省令第一〇〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年九月一九日厚生労働省令第一〇六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月二九日厚生労働省令第一一七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一八日厚生労働省令第一二五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月二六日厚生労働省令第一四七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日厚生労働省令第一三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年二月一八日厚生労働省令第二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二五日厚生労働省令第四一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年五月一日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二二日厚生労働省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二四日厚生労働省令第一一七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年七月二九日厚生労働省令第一二七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年八月一九日厚生労働省令第一三二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日厚生労働省令第一四〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月二日厚生労働省令第一五九号)

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三百五十四号)の施行の日(平成二十七年十一月一日)から施行する。

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一一月二五日厚生労働省令第一六四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月一五日厚生労働省令第一七〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二一日厚生労働省令第七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一〇日厚生労働省令第一八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一八日厚生労働省令第二一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年三月九日厚生労働省令第二八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年四月八日厚生労働省令第九二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二七日厚生労働省令第一〇三号)

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百三十二号)の施行の日(平成二十八年六月二十六日)から施行する。

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年六月二二日厚生労働省令第一一六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年八月二四日厚生労働省令第一四三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年十一月一日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二一日厚生労働省令第一七九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年二月二四日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二一日厚生労働省令第六五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二六日厚生労働省令第七七号)

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第二百四号)の施行の日(平成二十九年八月二十五日)から施行する。

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年八月二九日厚生労働省令第九一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月三一日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年十二月一九日厚生労働省令第一三二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月二八日厚生労働省令第一八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日厚生労働省令第七六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月一一日厚生労働省令第八七号)

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成三十年政令第百八十七号)の施行の日(平成三十年七月二十日)から施行する。

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年八月二二日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年十一月一四日厚生労働省令第一三二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年十二月一九日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三一年二月一九日厚生労働省令第一六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年六月一三日厚生労働省令第一一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一九号)

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第四十七号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年七月二八日)

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年八月二九日厚生労働省令第三五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年十一月一四日厚生労働省令第六九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年十二月一七日厚生労働省令第八一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和二年二月一三日厚生労働省令第一五号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日から施行する。

(施行の日=令和二年四月一日)

附 則 (令和二年二月二八日厚生労働省令第一九号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日厚生労働省令第一三八号)

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百二十号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和二年八月七日)

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年八月二六日厚生労働省令第一五三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附 則 (令和二年十一月十九日厚生労働省令第一八五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年一月二二日厚生労働省令第七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年一月二九日厚生労働省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に規定する規定の施行の日(令和三年八月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月一五日厚生労働省令第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年六月一七日厚生労働省令第一〇五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年八月二五日厚生労働省令第一四二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年九月八日厚生労働省令第一五二号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百五十号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和三年一〇月八日)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年一〇月二一日厚生労働省令第一七四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年一月一九日厚生労働省令第九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年三月七日厚生労働省令第三四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年六月二八日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年七月二七日厚生労働省令第一〇六号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第二百五十五号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和四年八月二六日)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年八月三〇日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年十二月一六日厚生労働省令第一六八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年三月一〇日厚生労働省令第二一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年六月二一日厚生労働省令第八六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年七月二五日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年八月三一日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年九月一九日厚生労働省令第一一三号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和五年政令第二百六十七号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和五年九月二九日)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一〇月二六日厚生労働省令第一三四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年十一月二二日厚生労働省令第一四三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年十二月二七日厚生労働省令第一六六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年一月一九日厚生労働省令第一一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年三月六日厚生労働省令第三六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年五月一日厚生労働省令第八一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年八月七日厚生労働省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年八月二〇日厚生労働省令第一一三号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第二百五十七号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和六年八月三〇日)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年一〇月三一日厚生労働省令第一四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年三月一日)から施行する。

附 則 (令和六年十一月六日厚生労働省令第一五一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年十二月一〇日厚生労働省令第一五八号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令(令和六年政令第三百五十一号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和六年十二月二〇日)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和七年一月二七日厚生労働省令第五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和七年二月一八日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年三月五日厚生労働省令第一七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。